

盛岡市・ビクトリア市姉妹都市提携35周年記念経済交流業務委託公募型プロポーザル審査要領

令和3年8月25日 制定

(目的)

第1 本要領は、盛岡市・ビクトリア市姉妹都市提携35周年記念経済交流業務委託公募型プロポーザルに応募のあった企画提案に係る評価方法及び業務委託候補者の選定方法について定める。

(評価方法)

第2 業務委託候補者の選定に係る評価は、企画提案の実現性及び妥当性等について、別表1の評価基準により実施する。

(審査会)

第3 業務委託候補者の選考は、審査員5名以内で構成する盛岡市・ビクトリア市姉妹都市提携35周年記念経済交流業務受託事業者選考審査会において行うこととし、審査員は盛岡市・ビクトリア市姉妹都市提携35周年記念事業実行委員会委員長が指名する。

(事前審査)

第4 参加資格を有する企画提案者が4者以上のときは、企画提案書類評価による事前審査を実施する。審査は別表2を用いて行うものとする。

なお、企画提案者が3者以下の場合、事前審査は実施せず、参加資格を有する全ての企画提案者を本審査対象とする。

(本審査)

第5 前項により本審査対象とした企画提案について、プレゼンテーション評価（企画提案書類及びプレゼンテーション）による本審査を実施する。審査は別表2を用いて行うものとする。

なお、事前審査の得点順位は本審査に影響しない。

(選定方法)

第6 本審査で最も評価点が高い企画提案者を業務委託候補者とし、契約に向けた協議を行う。ただし、審査員が付した評価点の合計が満点の100分の50に満たない場合は、業務委託候補者とししないものとする。

2 前項の場合において、最も評価点数の高い企画提案者が2者以上あった場合は、審査員の協議により決定する。また、本項により選定された業務委託候補者と契約に至らなかった場合には、本審査における評価点が次に高い企画提案者を次点候補者とし、協議を行うものとする。

(選考内容開示)

第7 審査結果について、内容の開示を希望する企画提案者がいる場合は、その者の「評点」「評点の合計値」「順位」及び「評点の満点・設定した基準点」について個別に開示するものとする。

(別表1)

評価項目	評価基準
企画提案内容	<ul style="list-style-type: none">・本委託業務の目的を理解した提案になっているか。・企画提案に創意工夫がみられるか。
実績・優位性	<ul style="list-style-type: none">・過去に同種または類似の業務の履行実績があるか。 (協力会社を含む)
訴求効果	<ul style="list-style-type: none">・ビクトリア市民を含む外国人に対し、十分に訴求効果の高い内容になっているか。また、その工夫がみられるか。 (1)ターゲットである外国人の興味関心を引きつけ、交流につながる工夫がなされているか。 (2)参加事業者の魅力を引き出す工夫(撮影方法、構成、表現、音響効果等)が提案されているか。
業務工程	<ul style="list-style-type: none">・業務の履行が達成される業務工程となっているか。スケジュール管理は妥当か。
必要経費	<ul style="list-style-type: none">・業務内容に見合った適切な経費であるか。見積額は妥当か。
総合評価	<ul style="list-style-type: none">・審査項目以外に特に優れた要素がある場合は、審査項目の合計点に加算する。